TOPICS -2-

トピックス…②

中酪理事会、新副会長に砂金、村上両氏選任
「緊急対策」の検討を正式決定

中央酪農会議は9月11日に理事会を開き、空席だった副会長に砂金甚太郎理事（全酪連会長）、村上武久理事（近畿生乳販連会長）の両氏を選任した。また、8月28日の指定団体実務責任者会議で議論し「酪農生産基盤確保・需給安定緊急対策」の検討に入ることが正式に決まった。

●新副会長に砂金全酪連会長、村上近畿販連会長

中酪は９月11日、東京・竹橋のＫＫＲホテル東京で第291回理事会を開催し、上野千里、河合正秋両理事の退任で空席となっていた副会長に砂金甚太郎、村上武久の両理事を選任した。

Profile

砂金甚太郎（いさご じんたろう）
平成11年６月宮城県酪連会長、13年４月みやぎの酪農協組合長、同年７月東北生乳販連会長、中酪理事、全国酪農協会理事、19年７月全酪連会長。61歳。

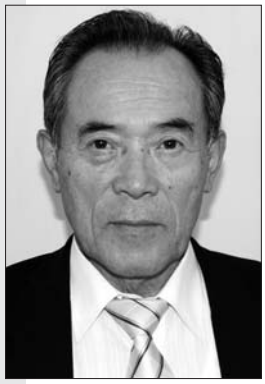

Profile

村上武久（むらかみ たけひさ）
平成元年６月京都府経済連参事、７年５月同専務、13年４月全農京都本部運営委員会副会長、近畿生乳販連会長、同年７月中酪理事。69歳。

●酪農生産基盤確保、需給安定で緊急対策検討

理事会ではまた、８月28日の指定団体・全国連実務責任者会議で議論した「酪農生産基盤確保・需給安定緊急対策」（緊急対策）の検討に入ることが正式に決まった。

配合飼料価格の高騰による生乳生産コストの増加による所得の減少などで今年度に入って廃業が進み、酪農生産基盤の弱体化が心配される。一方、国際的な乳製品需給のひっ迫や北海道のチーズ増産で国内の生乳需要の増加が見込まれることから、今後、国内で生乳が不足する心配がある。このため、わが国の酪農をめぐる厳しい環境を踏まえ、酪農生産基盤を安定させて、生乳需要の変化に的確に対応した安定的な生乳供給を図る観点から、理事会では、指定団体など酪農関係者が連携して「緊急対策」を検討することが決まった。

「緊急対策」は、①酪農家の経営安定を図る「酪農生産基盤強化対策」、②平成20年度の適正な生乳価格の形成を目指す「生乳供給安定確保対策」、③生乳の用途別需要に応じた適切な計画生産数量の設定などを図る「生乳計画生産・需給調整対策」、④消費者に酪農生産の現状などを理解してもらう「酪農理解促進・牛乳消費拡大対策」―の４つで、可能なものから実行に移すこととなった。

●酪農界あげて広く国民に理解求める

中酪は「緊急対策」の実行第１弾として10月から12月の３ヵ月間、指定団体を中心に地域の酪農関係者が連携し、消費者、牛乳販売店や生協など流通関係団体、マスコミを対象に酪農現場の窮状や国内外の牛乳乳製品をめぐる状況を訴え、理解を深めてもらう「酪農理解促進生産者緊急活動」を実施する。

●「緊急対策」、「酪農理解促進生産者緊急活動」の概要

理事会で決定した「緊急対策」及び「酪農理解促進生産者緊急活動」の概要（理事会提出資料から抜粋）は以下の通り。

「酪農生産基盤確保・需給安定緊急対策」

1）酪農生産基盤強化対策

輸入飼料価格の高騰など、わが国酪農経営に係る基本要素の変化動向を踏まえ、乳用牛の個体能力の向上と耐用年数の延長、酪農生産における土地利用の拡大(飼料自給率の向上)、経営組織（経営部門)の多角化・付加価値化、担い手・新規参入対策等の強化対策並びにそれを推進するための支援方策及び組織の役割。

2）生乳供給安定確保対策

生乳需要の変化に対応して安定的な生乳供給を実現するため、平成20年度に係る需給に対応した生乳価格対策（生乳の適正な価格形成)、生乳取引対策（液状化の一層の推進）並びにこれらを推進するための指定団体の機能強化方策。

3） 生乳計画生産・需給調整対策

生乳の用途別需要に対応した適切な計画生産数量の設定及び地域別配分、個人別生産枠の流動化対策、季節別生乳需給に対応した弾力的な広域生乳流通対策、需要期生産・余乳処理対策等並びにその推進方策。

4） 酪農理解促進・牛乳消費拡大対策

消費者（納税者）に酪農生産の現状を幅広く理解させるための酪農教育ファーム活動・消費者への情報提供等の酪農理解促進対策、Ｊミルクにおける消費拡大活動の改善・強化、「牛乳に相談だ」キャンペーンの拡充等の牛乳消費拡大対策並びにその推進方策。

「酪農理解促進生産者緊急活動」

（緊急活動の主な内容）

1）一般消費者に向けた活動

酪農をめぐる情勢の危機的な変化について、地域の消費者の理解を促進するため、地域の酪農の現状を訴求するチラシ等を制作し、街頭イベントなどの効果的な方法で、組織及び酪農家が連携して工夫を凝らし、活発な情宣活動を実施する。

また、地域交流牧場全国連絡会等の酪農家と連携し、牧場に訪れる関心の高い消費者に対して、同様の理解促進活動を推進する。さらに、中央酪農会議発行の「ミルククラブ」等消費者向け情報誌及び新聞、各組織のＨＰ等での必要な情報を発信する。

2） 関係団体等に対する活動

牛乳販売店組織、生協等に対しても、状況説明・意見交換会等の活動を行い、併せて傘下の消費者等の理解促進が進むよう、チラシ等の配布など必要な協力・連携活動を依頼する。

併せて、中央酪農会議発行の量販店向け情報誌及びその他の雑誌等で必要な情報を発信する。

3）マスコミ向けの活動

関連する酪農理解促進資料及び緊急活動に関する情報を整理し、マスコミ各社に対してパブ・リリースとして配布するとともに、記者懇談会などを中央・地域で開催し、マスコミ関係者の理解促進を図る。

（緊急活動の実施期間）

緊急活動の統一的な実施期間を10月から12月の３か月間とする。

（緊急活動に向けた手順）

1）情宣基礎資料の作成・提供

国民の酪農理解を浸透させるため、関連する情報やデータを整理した情宣基礎資料を本会議で作成し、指定団体等に提供する。

併せて、消費者向けチラシ及びマスコミ向けリリースを制作し、配布・提供する。

2） 緊急活動実行マニュアルの作成・提供

より効果的で的確な緊急活動が実行されるよう「緊急活動実行マニュアル」を本会議で作成し、指定団体等に提供する。

3） 緊急活動実行計画の作成と推進

指定団体は、それぞれの緊急活動実行計画を作成し、これに基づき活動を計画的に推進する。なお実行計画については、事前に本会議に提出するものとし、より効果的な活動を全国で推進するため必要な調整を行う。